

日豪・日印・日韓・豪韓安全保障協力の理論的含意

——準同盟連携の米ハブ・アンド・スポーク同盟システム維持効果に関する一考察——

阿久津博康

はじめに——アジア・太平洋地域の米同盟システムの新展開

一 アジア・太平洋地域の米準同盟連携への分析視点

(一) 背景要因としての「共通の見棄てられる恐怖」の高まり

(二) 分析枠組み——国際政治理論における同盟形成・維持モデル

二 四つの安全保障協力の分析

(一) 日豪安全保障協力

(二) 日印安全保障協力

(三) 日韓安全保障協力

(四) 豪韓安全保障協力

三 分析結果の評価

(一) 分析結果

(二) 結果の評価

結び——準同盟連携理論構築に向けて

はじめに——アジア・太平洋地域の米同盟システムの新展開

冷戦後のアジア太平洋地域における米国を中心としたハブ・アンド・スポーク (hub-and-spoke) 同盟システムに、新たな現象が起こりつつある。米国の同盟国相互の安全保障分野における協力の強化である。振り返って見れば、冷戦後、我々は「なぜ大西洋条約機構 (NATO) は解消されないのか」、「なぜ米国を中心としたアジア・太平洋の二国間同盟は解消されないのか」等の問いに対し、明確な理論的・実証的解答を見出してきたと言い難い。むしろアドホックに、主に「中国の台頭」を背景として、一極構造維持論⁽¹⁾や覇権管理論⁽²⁾、同盟再保障論など⁽³⁾、米国による覇権維持という観点に依拠した、純学術的な国際政治理論や同盟理論というよりは、そうした理論に依拠しながらもどちらかと言えば戦略論や政策論に近い議論が展開されてきただけではないだろうか。

その間、九・一一対米テロ攻撃以降の米国の対テロ戦争、「中国の台頭」の拡大、北朝鮮核・ミサイル問題の深刻化、大量破壊兵器拡散、気候変動等の非伝統的安全保障問題の浮上等を背景として、日豪安全保障協力共同宣言、日印安全保障協力共同宣言、日韓安全保障協力の再始動、豪韓安全保障協力共同宣言等に見られる、アジア・太平洋における米国の同盟国相互あるいは戦略的パートナー相互の連携の動きが活発化したのである。

こうした現象の記述・説明においては、特に既存のマクロ国際政治理論では覇権国／強大国である米国の行動に焦点が当てられがちであり、米国の同盟諸国の行動の記述・説明は不十分になりがちである。そこにおいてはむしろ、弱小同盟国の行動をより重視する、準同盟連携モデル⁽⁴⁾の視点が有用であろう。即ち、米準同盟間の連携が、米国を中心とした二国間同盟システムを維持する機能を果たしている、という考え方が有望ではなからうか。本稿はこうした問題意識に基づき、日豪、日印、日韓、豪韓安全保障協力の文脈と内容を準同盟連携モデルの枠組みにより分析し、その理論的インプリケーションの抽出を試みる。そうすることにより、今後の同盟研究の

理論的・実証的研究の方向性を明らかにできるからである。このように、本稿は同盟理論の今後の発展に向けての一試論としての性格を有するものである。

一 アジア・太平洋地域の米準同盟連携への分析視点

(一) 背景要因としての「共通の見棄てられる恐怖」の高まり⁽⁵⁾

アジア・太平洋地域における米国を中心とした複数の二国間同盟は、ハブ・アンド・スポーク同盟システムとして認識されてきた。⁽⁶⁾ ソ連崩壊後の米国の同盟システムは、NATOのみならず、アジア太平洋地域のアンザス同盟、日米安全保障体制、米韓相互防衛体制も様々な変化を遂げてきた。しかし、これら同盟そのものは解消されず、アジア太平洋における米国を中心としたハブ・アンド・スポーク同盟システムは維持されている。

こうした構造が維持されてきた要因について、伝統的な現実主義的観点の派生であるパワー移行理論⁽⁷⁾は、ソ連という共通の脅威が失われても、それに代わる新たなパワーの台頭に呼応する既存の覇権国の現状維持的行動を重視する。勿論、こうした行動を国際政治理論から予測できる国家の一般的行動として見るか、特定の国家の特定の政策として見るか、議論の余地はあるが、事実として、米国を中心としたハブ・アンド・スポーク構造は存続しているのである。⁽¹⁰⁾

では、なぜ米国の準同盟の間で連携が見られるのであろうか。一つの要因は、新たなパワーの台頭を連想させる「中国の台頭」である。一九八〇年代後半には「中国脅威論」が議論されたが、九十年代になってから「中国の台頭」がより明確に意識されるようになったと考えられる。⁽¹¹⁾

もう一つの要因として、安全保障分野における「米国のアジア離れ」への不安の高まりが指摘できよう。特に

二〇〇一年の九・一一対米テロ攻撃の後、米国のアフガニスタンやイラクを中心とした対テロ戦争が米国の外交安全保障政策の最優先課題となったことを背景に、米国の同盟諸国の間にアジア太平洋地域においてある種の「力の空白」が生じることへの不安が浮上しても不思議ではない。特に、在韓米軍や在日米軍の再配置問題は、こうした不安を象徴していたと見ることができる。⁽¹²⁾

勿論、米国自身が新たな戦略的パートナーと積極的に提携するという動きも無視できない。例えば米国とインドの戦略的パートナーシップである。インドは中国に次ぐ将来の経済大国として認識され、本稿で後述するが、民主主義という価値を共有する国家として、米国との戦略的協力を強化させている。そして、インドとしても、「中国の台頭」に対する牽制としての役割を米国に求めるという側面もある。⁽¹³⁾ よって、インドに「米国のアジア離れ」への不安があるとすれば、それは自国にとって有用な戦略的資産の喪失、という程度のものなのかもしれない。

いずれにしても、こうした「米国のアジア離れ」への不安とも言うべき心理が、一連の準同盟連携の背景にあったと考えることは不自然ではないであろう。そもそも、こうした不安は、従来の同盟理論においては「見棄てられる恐怖」と表現されてきた。勿論、米国がアジア地域からの安全保障コミットメントを即時撤退させることは、非現実的なことかもしれない。しかし、分析的有用性の観点から、そうした表現が利用されることはむしろ一般的である。⁽¹⁴⁾ よって、ここでは「米国のアジア離れ」に対する不安を、「見棄てられる恐怖」と見做し、それが米国の同盟諸国や戦略的パートナーの間で共有されるようになったことが、一連の準同盟連携の背景にあったという視点を提示する。

(二) 分析枠組み——国際政治理論における同盟形成・維持モデル

しかし、国家間の同盟の形成・維持や安全保障協力を予測・説明する考え方は、準同盟連携モデルだけではない。リアリズムにおいては共通の脅威認識、地政学的特性（民族性⁽¹⁵⁾を含む）、国力（パワー・能力）あるいは国際社会における地位等、リベラリズムにおいては相対的利益、制度的類似性や紐帯等、コンストラクティヴィズムにおいては価値、アイデンティティ、文化、相互交流を通じた認識の収斂等、がそうした要因として挙げられる⁽¹⁶⁾。既に先行研究の中にこうした同盟や安全保障協力の基盤の構成要素に関する分析があるので、それを活用する形で、「見棄てられる恐怖」を脅威認識の一要素と仮定して日本、豪州、インド、韓国、そして米国に関して安全保障協力あるいは同盟の形成・維持要素を抽出したものが、表1である。

表1の要素に注目して既存の同盟形成・維持モデルを整理して概念化すると、「共通の見棄てられる恐怖」に基づく連携モデル、「共通の脅威」に対する連携モデル、「共通の利益」に基づく連携モデル、「共通の価値」に基づく連携モデル、「制度化による政治的・行政的紐帯」に基づく連携モデルという五つのモデルが想定できる。本稿はこれら五つのモデルを分析枠組みとして採用する。以下、各モデルについて若干の解説を加える。

「共通の見棄てられる恐怖」に基づく連携モデルは、グレン・スナイダー（Glenn Snyder）⁽¹⁷⁾の同盟の安全保障ダイレンマ理論⁽¹⁸⁾から演繹される、ヴィクター・チャ（Victor Cha）の準同盟連携モデル⁽¹⁹⁾を基盤とするモデルである。チャの準同盟連携モデルによれば、共通のより強大な同盟国（この場合は米国に相当する）の同盟国防衛コミットメントが希薄化する恐れが生じた時、準同盟国は正式な同盟条約に基づかずとも安全保障分野で協力関係を形成することにより、共通のより強大な同盟国（この場合は米国に相当する）の防衛コミットメントの減少分を補強しようとする、という考え方である。

「共通の脅威」に基づく連携という考え方は、伝統的なリアリズムの同盟理論に最も顕著なものである。その場合の「脅威」は、主に特定の国家主体を意味することが多かったが、最近では非伝統的脅威・非対称的脅威と

表 1 安全保障協力あるいは同盟の基盤的要因

基盤要素 同盟・戦 国・戦 略的パ ートナ	脅威認識（安全 保障上の懸念さ れる国家・集 団・問題等）	地政学的 特性	国際的地位	利益	価値 1 政経体制	価値 2 文 化 （民族）
米国	テロ イスラム原理主義 イラン 中国 北朝鮮	島嶼 海洋パワ ー	超大国 米同盟ネットワ ーク 中心国	政治的影響 力 貿易関係 海上交通路	自由民主 主義 資本主義	ア ン グ ロ・サク ソン
日本	米国の対アジア 関与の低減 北朝鮮 中国	島嶼 海洋パワ ー	経済大国 東アジアの米同 盟国	アジア・太 平洋の安定 の要 貿易関係 海上交通路	自由民主 主義 資本主義	非アング ロ・サク ソン
韓国	米国の対アジア 関与の低減 北朝鮮 日本	半島 海洋パワ ー	中進国 北東アジア地域 限定的同盟国	貿易関係 海上交通路	自由民主 主義 資本主義	非アング ロ・サク ソン
豪州	米国の対アジア 関与の低減 インドネシア テロ イスラム原理主義 中国	島嶼 海洋パワ ー	中進国 太平洋同盟国 （ニュージーラ ンドとの架け橋 等）	諜報 貿易関係 海上交通路	自由民主 主義 資本主義	ア ン グ ロ・サク ソン
インド	テロ 中国 パキスタン 米国の対アジア 関与の低減	半島 海洋パワ ー	将来の大国	世界多極化 （露中との 均衡化） 貿易関係 海上交通路	自由民主 主義 資本主義	非アング ロ・サク ソン

（川上高司・阿久津博康・高橋杉雄編著『日本の戦略：同盟トランスフォーメーションのロードマップ』（東京財団研究報告書、二〇〇七年六月）二一～二二頁を基に筆者作成。）

呼ばれるものも含まれる。例として、テロ、大量破壊兵器拡散、海上交通への危険、気候変動、災害等がある。

「共通の利益」に基づく連携とは、単に伝統的な軍事分野における共通の利益のみならず、非軍事的な利益も含む、より広範な安全保障上の利益に基づく国家間の連携である。こうした利益は、リベラリズムのみならず、リアリズムから派生する同盟理論²⁰⁾が想定する経済的利益を含んでいる。一般的には、貿易や経済的・技術的協力という形で表出することが多いと考えられる。

「共通の価値」による国家間の連携とは、国際政治理論の中では、主に表1にある政治・経済体制の共通性を根拠とする同盟を意味することが多かった。例えば、「民主主義による平和 (democratic peace)」論の一部として、「民主主義同盟による平和 (democratic alliances make peace)」²¹⁾という考え方がある。日米同盟について見てみると、一九六〇年の日米安全保障条約(新)(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約)の前文の第一文には、「日本国及びアメリカ合衆国」は、「両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希望」と明記されている。最近では、日本の安倍政権が「価値外交」²²⁾を重視したことや、ブッシュ前米政権もまた「共通の価値」を重視したことは我々の記憶に新しい。

「制度化による政治的・行政的紐帯」に基づく連携は、制度的醸成、特に政治的・行政的關係や紐帯の構築が基盤となり、それが同盟の維持や安全保障協力の促進につながる、²³⁾という考え方に基づくものである。最も分かりやすい例として、日米同盟が維持されてきたという事実を取り上げれば、日米同盟は形成以降、紆余曲折を経ながらも政治的・行政的關係を成熟させてきたことが、ソ連という共通の脅威が消滅した現在でも継続している要因である、ということになる。さらに、そうした政治的・行政的關係を具体的に構築してきた個々のアクターは国家という抽象概念に埋没しているが、そこにおける個々人の役割も重視されている。

二 四つの安全保障協力の分析

(一) 日豪安全保障協力の文脈

豪州は従来、対米同盟を基軸とすると共に、アジア・太平洋を外交・貿易政策上の優先地域に位置づけてきた。日本との関係も一九五七年の通商協定以来、政治的関係を深化・拡大してきており、従来から豪州にとっても日本は「主要な同盟国 (chief ally)」との認識が存在していた。⁽²⁴⁾しかし、最近の日豪安全保障協力宣言に至る過程を考えた場合、特に二〇〇三年のバリ島自爆テロ事件以降の米豪同盟関係の強化を無視することはできない。

一九九六～二〇〇七年まで、十一年間政権を担当した保守派のハワード連立政権は、豪州史上稀と言われるほどの親米路線を採っていたが、アフガニスタンやイラクにおける対テロ戦争参加をめぐり、この路線に対する国内の批判が強まり、二〇〇七年十二月の総選挙で敗退し、二〇〇八年に労働党ラッド政権が取って代わった。しかし、豪労働党も伝統的に対米同盟重視であり、したがって米豪同盟関係に致命的な亀裂が生じてはおらず、むしろ中国の海洋戦力の上昇傾向に対する豪政権の警戒心が強まっている。⁽²⁵⁾

他方、日豪関係については、二〇〇二年五月の小泉総理訪豪時に、日豪首脳が共同で「日豪の創造的パートナーシップ」を発表し、幅広い分野にわたる具体的協力を促進していくことで合意した。例えばテロ対策の分野では、二〇〇三年七月のハワード首相訪日時に国際テロリズムとの闘いに関する協力についての日豪共同声明を発表した。さらに、二〇〇六年三月、初の日米豪閣僚級戦略対話のために麻生外相が訪豪した際、ダウナー外相との間で「包括的な戦略的関係の構築に向けて」と題した共同声明を發出し、「このパートナーシップは、民主主

義という共通の価値、相互への尊敬、深い友情関係及び共通の戦略上の視点に基づくものである」と明言した。

さらに、日豪両国は、東ティモール、アフガニスタン、イラクを含む地域における地域的及び国際的な安全保障の改善のための協力、また、不拡散、テロとの闘い、二〇〇四年の津波等の自然災害や鳥インフルエンザの脅威といった課題での協力に、誇るべき業績を有している。また、豪州と日本は、太平洋・島サミットでの協議等を通じた協力も行っている。特に、日本の自衛隊と豪州軍とのイラクのムサンナー県での協力は安全保障分野における典型的なスパーク間協力を示す好例となったのである。

そして、米主導の大量破壊兵器拡散防止構想 (Proliferation Security Initiative: PSI) の共同演習等を通じて実効的な協力関係を構築してきたのである。

既に、日豪は豪州、日本、米国の三カ国による閣僚級戦略対話のみならず、日豪二国間戦略対話を強化し、安全保障上の問題における現存のパートナーシップを拡大するための新たな分野の特定を行うことで合意しており、年次ベースで外相会談、次官による政策対話、さらには高級事務レベルでの戦略対話を開催することでも合意している。

また、経済分野においても、日豪二国間の経済パートナーシップを戦略的関係の一部として、FTAの検討を含む共同研究を通じて強化させることで合意している。

安倍政権においても、二〇〇六年十一月十八日、日豪首脳会談が行われ、ハワード首相は「アジア地域において、日本ほど緊密なパートナーはいない」と述べ、安倍総理も「日豪は、基本的価値を共有する戦略的パートナーであり、共に日豪関係を強化していきたい」と述べた。

また、北朝鮮問題についても、豪州は日本の拉致問題の重要性を十分認識しており、同問題でも積極的に協力する姿勢を表明している。特に、豪州は北朝鮮と正式な外交関係を結んでおり、独自の関与政策を展開している

が、二〇〇六年十月の北朝鮮による核実験後、両国関係は良好ではない。

以上のような文脈において、二〇〇七年三月、両国は安全保障協力共同宣言署名に至ったのである。

内 容

共同宣言は、以下の要素から構成されている。⁽²⁶⁾

○日豪関係の「戦略的パートナーシップ」としての位置付け

○民主主義という価値並びに人権、自由及び法の支配に対するコミットメント、共通の安全保障上の利益、相互への尊敬、信頼並びに深い友情関係の確認

○テロリズム、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散、並びに災害救援及び感染症大流行等の人間の安全保障上の懸念を含む地域的及び世界的な安全保障上の課題の共有化

○アジア太平洋経済協力 (APEC)、ASEAN 地域フォーラム (ARF)、東アジア首脳会議 (EAS) 等のフォーラムを通じた他の国々との協力

○日本の自衛隊と豪州軍及び他の安全保障関係当局の間における実際の協力の強化と新たな安全保障上の課題と脅威に対応するための相互の及び他の国々との協力

○日豪それぞれとアメリカ合衆国との同盟関係に具現された共通の戦略的利益及び安全保障上の利益の確認、日米豪三箇国間の外務、防衛及び他の関係当局間の実際的な協力並びに日米豪戦略対話を通じたものを含め、三箇国間の協力の強化と日豪二カ国間協力そのものによる三カ国間の協力の強化

○核開発、弾道ミサイルに係る活動及び拉致問題等の人道上の問題を含む、北朝鮮に関連する諸懸案の平和的解決のための協力

○テロリズムがアジア太平洋地域及びそれを越える地域の平和と安定に与える脅威、平和維持活動や人道支援活動等の活動を通じ、国際連合並びに他の国際的及び地域的な機関及びフォーラムを通じた協力

○日本国の安全保障理事会常任理事国入りの実現を含む国際連合の改革に向けての協力

○地域的及び国際的な平和と安全及び人間の安全保障に対する両国の協働による貢献をより効果的なものにするため、安全保障及び防衛協力の分野における両国間の協力

最後に、同宣言は、協力の分野として、(i)国境を越える犯罪との戦いに関する法執行、(ii)国境の安全、(iii)テロ対策、(iv)軍縮並びに大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散対抗、(v)平和活動、(vi)戦略的評価及びそれに関連する情報の交換、(vii)海上及び航空の安全確保、(viii)災害救援を含む人道支援活動、(ix)感染症大流行の発生時を含む緊急事態対応計画、を設定している。

また、「両国の自衛隊・軍及び他の安全保障関連当局の間における実質的な協力」の分野として、(i)人的交流、(ii)人道支援活動の分野を含む、協力の効果を更に向上させるために両国が共に行う訓練、(iii)法執行、平和活動及び地域のキャパシティ・ビルディングを含む分野における調整された活動、を想定している。最後に、こうした協力の実施計画の策定について、両国の「外務大臣間の戦略対話を更に強化し、年次ベースで開催」、「防衛大臣間の対話を強化し、年次ベースで開催」、「外務・防衛両省の合同対話を強化」、と述べ、日豪間のいわゆる2プラス2会合の開催計画を表明している。

この宣言が発表された二〇〇七年は、一九五七年の日豪通商条約締結五十周年であった。一九九〇年代後半の日韓の緊密な安全保障協力に代わり、直接的な日豪二国間安全保障協力として発展しているのである。二〇〇七年三月の日豪安全保障協力宣言の後、四月には日米豪防衛外交局長級会議が開催されミサイル防衛等を中心に緊密な協議が行われた。

なお、共同宣言そのものの中に中国に関する言及はないが、日豪首脳共同記者会見⁽²⁷⁾において、豪州のハワード首相は記者からの質問に対して次のように述べ、同宣言が中国に対して向けられたものではないとしている。

【質問】

両首脳にお尋ねいたします。中国の外務省は今回の共同宣言について懸念を發表いたしました。米国は中国の情報について非常に心配しておりますけれども、本当に、この地域の緊張の高まりに貢献することにならないでしょうか。

【ハワード首相】

まず、最初に申し上げたいのですが、この共同宣言はあなたが言うように、決して軍の増強につながるものではありません。また、軍拡競争につながるものでもありません。中国も、その他の国も、実はこの共同宣言の署名の前に、それとは別個で既に軍の増強に走っているわけです。したがって、この日豪共同宣言が増強のきっかけになるというのはちょっとあり得ないことではないかと思っております。

更に申し上げますと、今回の日豪共同宣言はどの国を想定したものでもないということです。非常に適切な形で、それぞれが持っている能力、そして、関連性というものを持って、世界的なコンテキストで、双方にとって何が利益になるのかということを検討したのです。

豪州の方では、過去10年間、意図的に密接な関係を中国との間で構築してきました。その中で、時折、場合によっては友好国の中から必ずしもその判断を歓迎しない経緯もあったかもしれませんが、でも、それは豪州の国益に沿ったものであると思います。

過去10年間、私どもは中国に対して取ってきたアプローチについては、米国がすべてサポートしたものではありません。しかし、それでも豪州はあえてそれをやった。それは豪州の国益になっっているからなんです。今回、日豪共同宣言に署名したのも、やはりオーストラリアの国益にかなったものであるからです。

したがって、今回のこの共同宣言が決して中国との関係に影響を及ぼすとは思っておりません。また、中国もそうは思っていないでしょう。

また、ハワード政権下で一度だけ日米豪印四カ国の海上共同訓練が行われたが、ラッド政権は発足当時、中国への配慮からその種の四カ国安全保障協力には消極的であることを表明している。ラッド政権のスミス外相は「中国の懸念の一つの原因は、昨年の豪米日戦略対話にインドが加わったことです。そこで、私が訪日した際、豪州からは（もう）そうした対話の提案を行わない旨表明しました。……それに、米国も最近は同様の意向を示しましたし、関係諸国全てがそれを歓迎したと思います」と述べている。⁽²⁸⁾但し、中国の海洋戦力の上昇傾向に対する豪政権の懸念が高まりつつある。⁽²⁹⁾

(二) 日印安全保障協力の文脈⁽³⁰⁾

インドは米国とは正式文書に基づく同盟関係を有していない。しかし、両国は相互に戦略的パートナーと位置づけている。特に、民生用原子力協力において、二〇〇五年七月のマンモハン・シン首相訪米の際に民生用原子力協力を含む幅広い協力について合意し、二〇〇八年十月には米印原子力協力が調印され、両国の戦略的パートナーシップが強化された。

安全保障の面では、陸・海・空軍間で共同訓練が実施されており、特に海軍間の共同演習は毎年活発に行われている。二〇〇六年十月の第九回海軍共同演習「マラバール二〇〇六」には両国から合計十一隻の艦艇が参加している。両国を「同盟」あるいは少なくとも戦略的パートナーと看做すことはできよう。

日印関係については、二〇〇〇年八月の森総理訪印の際に「二十一世紀における日印グローバル・パートナーシップ」の構築が合意され、二〇〇一年十二月のバジパイ首相訪日の際には、ハイレベル対話の促進、IT交流、テロや大量破壊兵器拡散への共同対処等を内容とする「日印共同宣言」が発表された。二〇〇五年四月の小泉総

理の訪印の際には、共同声明「アジア新時代における日印パートナーシップ・日印グローバル・パートナーシップの戦略的方向性」が調印された。そして、二〇〇六年十二月には、マンモハン・シン首相が来日した際の安倍総理との首脳会談で、「日印戦略的グローバル・パートナーシップに向けた共同声明」が署名されたのである。このように、インドは米国とは戦略的パートナーシップを結び、日本とも戦略的パートナーシップ締結への方向に動いていたのである。

内 容

日印間の安全保障協力共同宣言である「日本国とインドとの間の安全保障協力に関する共同宣言」⁽³¹⁾は、次のような構成になっている。

○日印両国が地域及び世界全体的情勢に対して同様の認識を有していることに基づいていると確認
○民主主義、開かれた社会、人権、法の支配に対する共通の決意を認識

○日印両国が相互の発展と繁栄に利害を有するパートナーであること、そして、強くかつ繁栄するインドは日本の利益であり、強くかつ繁栄する日本はインドの利益であることを確認

○日印両国が海上交通路の安全に対して共通の利益を有していることを認識

○テロとの闘いに対する共通のコミットメントを確認するとともに、日本の海上自衛隊によるインド洋における補給支援活動を含む日印双方のテロ対策の取組が、テロリズムの根絶に向けた国際社会の取組の中で重要な位置を占めていることを認識

○核兵器のない平和な世界を求めるパートナーとして軍縮と不拡散を追求し、拡散に共に対抗していくとの共通のコミットメントをあらためて表明

○常任・非常任双方の議席における国連安全保障理事会の拡大を含む、国連の包括的改革への共通のコミットメントを再確認

○「両国間の長期にわたる政治的、経済的、戦略的な利益と熱望そして関心の収斂によって促進される戦略的グローバル・パートナーシップが確立されたことを認識

○相互協力の着実かつ質的な向上の必要性を認識し、両国の外交当局間、防衛当局間及びその他の関係当局間における実践的な協力の増進を通じて将来にわたって協働していく決意

○協力の分野として、(1)アジア太平洋地域情勢、長期的戦略及び国際的課題に関する情報交換及び政策調整、

(2)アジアにおける多国間枠組み、特に東アジア首脳会議、ASEAN地域フォーラム及びアジア海賊対策地域協力協定における二国間協力、(3)二〇〇六年五月に防衛首脳間で署名された共同発表の枠組みにおける防衛対話・協力、(4)海上保安当局間の協力、(5)輸送の安全、(6)テロ及び国境を越える犯罪との闘い、(7)平和維持及び平和構築に関する経験の共有、(8)災害対策、(9)軍縮・不拡散、を想定

○協力のメカニズムとして、外相間戦略対話、外務次官間の会合、局長級による軍縮・不拡散協議、日印官民戦略対話を実施

○防衛当局間の協議の枠組みとして、防衛大臣間の会合、防衛政策対話を含む日本の防衛事務次官とインドの国防次官間の会合、局長級による防衛当局間協議、各軍種の長の間の交流、海上自衛隊・インド海軍間におけるスタッフ・トークス、二国間及び多国間の訓練を含む軍種間の交流、双方の防衛関連機関への留学生及び研究者の相互派遣（例…インド国防大学、防衛研究所）、インド国家安全保障顧問と日本のカウンターパートの間における協議、の提案

○両国の海上保安当局間の協力について、輸送の安全に関連し、両国の海事当局及び民間セクターによる海運

政策フォーラム、鉄道実務者協議、局長級による安全保障対話の実施

○外務省間の協議については、マナー・ロータリング及びテロリストへの資金供与が疑われる取引に関する金融情報当局 (FIU) 間における情報共有の仕組みの検討

○インドにおける津波防災地図の作成に関する協力、防災、災害への備えに関する能力構築の促進、宇宙航空研究開発機構 (JAXA) とインド宇宙研究機関 (ISRO) の間での災害管理⁽³²⁾ なお、中国については、日印首脳共同記者会見の中で、次のように触れられている。

【問】

安全保障共同宣言ですけれども、ちなみに、総理が外相の時代、熱心に三国間安全保障協力対話、日・米・印の対話ということに非常に積極的でした。

今日の共同宣言というのは、終局的に、日・米とインドの三国間、あるいは中国が特別の対象として、その方向に向かっている一歩なのでしょうか。

【麻生総理】

……安全保障の協力に関しては、日・印間の協力というのは、日本の安全、ひいては東アジア、南西アジアを含めまして、非常に幅広い地域の平和と安定を確保するためにも大変重要であるとの観点から、インドとの安全保障協力を進めたいと考えております。

したがって、これがしかるべき第三国、今、チャイナという名前が挙がっていましたけれども、チャイナというものを目標とかターゲットにするというようなことはありません。

【シン首相】

経済連携協定、また、安全保障協定を日印両国間で締結することは、第三国を犠牲にしてはいけません。これは中国を含めて申し上げております。インド、中国、また、海外において、私は再三申し上げておりますが、私は心から、

インドと中国が決して競争をしているわけではない。世界は、中国、インド、両国が開発の目標を達成することを十分に可能にする余地を持っています。したがって、日本と経済連携協定を締結することが、決して第三国、特に中国の犠牲の上で立脚してはいけないと考えています。

このように、日豪安全保障協力と同様、日印首脳は日印安全保障協力が中国に向けられたものではない旨表明している。

(三) 日韓安全保障協力

文脈

日韓安全保障協力は、一九六五年の日韓基本条約以来、非軍事的なものを含め多様な協力が行われてきた。しかし、日韓の間に日米同盟のような正式な安全保障条約はなく、また、日豪安全保障協力や日印安全保障協力のような共同安全保障協力宣言も存在しない。まさに「バーチャル」⁽³³⁾な準同盟国として、日韓の安全保障協力は、非軍事的なものを含め、一九六五年の日韓基本条約以来多様な協力が行われてきた⁽³⁴⁾。しかし、一九九四年以降は、特に北朝鮮という共通の安全保障上の懸念に関する協力を通じ、そして一九九八年のアジア金融危機を契機に、「日韓共同宣言―二十一世紀に向けた新たな日韓パートナーシップ」と付属文書附属書「二十一世紀に向けた新たな日韓⁽³⁵⁾パートナーシップのための行動計画」が署名された。特に後者の中で安全保障協力に関する内容は次の通りである。

○日韓安全保障対話

両国間の安全保障分野における相互理解と信頼関係の増進を図るため、本年六月に開始した日韓安保対話を、今後少なくとも年一回、継続して実施。

○日韓防衛交流

両国は、防衛・国防当局間による防衛交流の拡大・強化を図るため、両国の防衛・国防担当大臣の相互訪問を始めとする各レベルの人的交流の拡大、日韓防衛実務者対話を始めとする各種対話チャンネルの拡充、留学生交換等の教育交流の推進。また、両国は、艦艇の相互訪問を継続する等の部隊間の交流を推進。

○多国間の地域安全保障対話における協力

両国は、信頼醸成及び予防外交を促進し、また、紛争解決への取組の具体化を目指す ASEAN 地域フォーラム (ARF) の一層の発展・強化に積極的に協力。両国は、北東アジアの安全保障と協力に関する多国間の政府レベル対話の場を設置するための協力を推進

○南北関係の改善及び朝鮮半島の平和と安定の維持のための協力

両国は、朝鮮半島の緊張緩和と恒久的な平和定着のための南北対話の重要性を確認し、また、四者会合を通じて新たな平和体制樹立の重要性についての認識を共有

○対北朝鮮政策に関する日韓政策協議の強化

両国は、日韓米三国間で行われているこれまでの政策協議 (日米韓三カ国対北朝鮮政策調整グループ・TCOG) を継続するとともに、両国の閣僚レベルでの協議を含め、両国間での政策協議を一層強化。このような協議には、両国の対北朝鮮政策、北朝鮮の核兵器開発問題、ミサイルの開発、配備及び輸出並びにその関連物資及び技術の移転問題と北朝鮮に対する経済関係のあり方が含まれる

○北朝鮮の核兵器開発抑止のための協力

両国は、一九九四年一〇月に米国と北朝鮮との間で署名された「合意された枠組み」を維持していくことの重要性を確認するとともに、朝鮮半島エネルギー開発機構 (KEDO) へのコミットメントを再表明

○アジア・欧州会合（ASEM）における協力

両国は、アジア・欧州間の関係を多様な分野、レベルで強化していくためのASEMの活動を支持し、ASEMの活動を通じて、アジア国家間の活発な交流と協力も模索。また、両国は、2000年に韓国での開催が予定されている第三回ASEM首脳会合の成功のために協力

○自由で繁栄した世界経済実現のための協力

両国は、WTO、OECD、APEC等、国際機関や地域的な政策協調の枠組みにおいて、世界経済の安定的発展、多角的自由貿易体制の強化及びアジア太平洋地域の安定と発展のために積極的に協力。このため、両国政府間の協議を頻繁に開催

○両国間の経済面での協力関係の強化

両国は、日韓閣僚懇談会の場も活用して、両国の経済政策等に関する意見交換を行っていく。両国は、日韓両国をとりまく新たな経済情勢を踏まえ、包括的なハイレベルの経済協議を実施。両国は、アジア地域の金融を始めとする経済的困難の克服のために協力し、また、国際社会におけるその他の新たな経済問題に関しOECD等の国際場裡での協力を強化

○対韓国経済支援

日本は、韓国の経済困難克服の努力を支援するため、財政投融資を適切に活用し、総額三十億ドル相当円程度の日本輸出入銀行による融資を実現

この包括的な行動計画に従い、特に安全保障分野においては、日韓防衛実務者対話（審議官レベル協議）が一九九四年から二〇〇八年七月まで十回以上開催され、日韓防衛実務者対話作業部会は二〇〇七年から開始され、日韓安保対話（外交・防衛当局者による協議）も一九九八年から二〇〇七年七月まで七回程度開催されている。さ

らに、スタッフ・トークスも一九九九年から二〇〇七年まで十回近く開催されており、部隊間交流も一九九六年九月以来続いている。

一般的には、日韓は少なくとも一九九四年の米朝枠組み合意から二〇〇〇年六月の史上初の南北首脳会談までの間、KEDOやTCOG、あるいは日本の海上自衛隊と韓国海軍の合同演習を通じて、準同盟国間の協力として北朝鮮の核開発やミサイル開発の脅威にも対応したと言える。

しかし、北朝鮮を最早脅威とは看做さず、金大中前政権の太陽政策以上に柔軟な包容政策を推進する盧武鉉政権樹立以来、米韓関係及び日韓関係はグクシヤクした。

その後、二〇〇八年、ハンナラ党の李明博政権で十年ぶりに保守派政権が誕生することとなった。しかし、米国のサブプライム問題に端を発する世界的景気低迷による国内経済の悪化や竹島問題をめぐる日韓関係悪化等により、当初期待された実質的な日韓安全保障協力は殆ど進展を見せなかった。

そして、北朝鮮の強硬化による北朝鮮の核問題をめぐる六者会合の停滞、二〇〇九年四月の長距離弾道ミサイル発射、続いて五月の第二回核実験実施表明により、TCOGを始め日韓安全保障協力は徐々に進展を見せている。

最近の日韓安全保障協力の内容

李明博大統領は、最近では二〇〇八年六月に訪日し、麻生総理と首脳会談を行っている。その際、日韓安全保障協力についても、以下の点で合意がなされた。³⁶⁾

○「シャトル首脳外交」が定着したことの確認

○未来志向の「成熟したパートナーシップ関係」の一層の強化

○宇宙分野での日韓協力強化の方法について更に議論を深めていくことで一致

○日韓原子力協定の早期締結に向けての共同の努力

○北朝鮮の核・ミサイル開発は、北東アジア地域の安全保障上の重大な脅威であり、決して容認できないとの認識を共有するとともに、すべての国連加盟国が、安保理決議第1874号を確実に実施する必要があるとの認識の一致

○安保理決議の厳格な実施のため、日韓間で情報交換・協力を促進していくことで一致

○中国の役割が重要であるとの認識で一致

○引き続き日韓米で緊密に連携していくことを確認

このように、最近では、日韓安全保障協力は北朝鮮への対応だけでなく、また、以前の日韓共同宣言の成果を基盤としつつも、そこから発展して原子力や宇宙へも協力の分野を拡大する様相を呈している。

(四) 豪韓安全保障協力

文脈

これまで見てきたケースの新たな展開として、豪州と韓国の間でも、日豪安全保障協力をモデルとした安全保障協力が生まれている。二〇〇九年三月、豪韓首脳は日豪安全保障協力を酷似する安全保障協力共同声明「豪州と大韓民国の間の拡大グローバル・安全保障協力に関する共同声明」⁽³⁷⁾を発表した。韓国大統領府の説明によると、二〇〇八年の八月に豪州のラッド首相が訪韓した際、ラッド首相が韓国の李明博大統領に対し、豪州は既に日本と安全保障協力宣言を行っており、豪州と韓国の間でも同内容の安全保障協力を行うことはそれほど新規的なことではない旨説明と提案があったということである。また、韓国大統領府側は、豪韓安全保障協力がPSIとは

無関係であることを強調している。⁽³⁹⁾ これは、当時韓国政府内で P S I 参加をめぐり意見が分かれており、豪州との安全保障協力の内容に P S I の協力項目と重複する内容が含まれていたからであると推察される。⁽⁴⁰⁾

内 容

豪韓安全保障力宣言の構成要素は以下の通りである。

○「朝鮮戦争の間に醸成された」豪韓関係が、実質的な貿易・投資提携と強力な国民間の紐帯を含む広範な基盤を持つ協力関係（パートナーシップ）へと発展したことを認識

○共有する民主的諸価値、人権の保証、自由と法の支配、相互尊重、信頼、そして深い友好関係に基づく関係を一層強化することを確約

○豪州と韓国が北東アジア、アジア太平洋、そしてそれらを越えた地域の主要な安全保障利益と、朝鮮半島と東アジアの平和と安定とを共有し、そこには両国の繁栄と安全に極めて重要な北朝鮮の核問題の解決が含まれることを認識

○その文脈において、それぞれの米国との同盟協力（alliance partnership）の戦略的重要性を確認

○国際金融危機に直面するアジア太平洋地域の発展、安定、そして安全の増進のために、A P E C、A S E A N 地域フォーラム、東アジアサミット、G 20 等の場を通じて他の諸国との活発な協力における共通の利益を確認

○両国が国連や他の多国間機構を通じてグローバルな安全保障協力を促進するために他の諸国との協力を行う意思を確認

○グローバルな協力と安全保障協力を拡大するための包括的な行動計画に合意し、その下で両国政府は以下の

事項を行う

- 1 協力の機会を継続的に模索し発展させるためにアジア太平洋及びそれを越える地域における共通の戦略的利益について大臣級等で定例的に議論するための協議・会談の緊密化
- 2 不法取引、資金洗浄、通貨偽造、武器密売、海賊、船舶の武装強盗、国境安全保障問題等の越境犯罪対策のための法執行における協力の緊密化
- 3 サイバー安全保障とサイバーテロを含む対テロ問題で二国間及び地域的多国間場で協議・協力し、対核テロのグローバル・イニシアチブ（Global Initiative to Combat Nuclear Terrorism）を推進
- 4 国連や関連機関や核不拡散と軍縮のための国際委員会（International Commission for Nuclear Non-proliferation and Disarmament）、グローバルな軍縮と大量破壊兵器とその運搬手段の不拡散での協力の拡大の継続
- 5 平和維持、軍民協力、防衛管理、共同演習・訓練、交流計画、アジア太平洋軍民センター（the Asia-Pacific Civil-Military Centre for Excellence and Korean institutions）と韓国諸機関との連携等の分野における防衛関与の機会の模索による、両国の軍同士の戦略対話・協力の確立
- 6 防衛組織と関連する防衛契約企業の機密軍事情報 of 安全な交換を可能にする機密軍事情報保護について二国間の協定の締結と、より実践的な防衛及び防衛産業協力の機会の拡大
- 7 空中早期警戒管制機（Airborne Early Warning and Control aircraft）に関する協力を含む両国の防衛産業の協力と情報交換等を通じたその他の防衛産業・物資調達・維持活動に関する協力の機会の検討や両国の軍事産業間の協力の拡大
- 8 ミレニアム開発の目的（Millennium Development Goals）の達成を促進し援助の効果を改善することを含む、開発と人道的援助に関する協力の拡大

9 災害・緊急事態への準備態勢・対処・管理に関する協力の緊密化

なお、ここでは紹介しないが、この協力では、行動計画と具体的な協力を行う豪韓双方の諸機関の名称が、豪韓両国の安全保障協力のモデルとなった日豪安全保障協力よりも一層具体的に明示されている。

以上の経緯と内容から、豪州の働きかけにより、日豪安全保障協力が豪韓安全保障協力へとスピルオーバーしていることが窺える。しかし、我々はまだ日豪韓三カ国間の安全保障協力の登場を見てはいない。

三 分析結果の評価

(一) 分析結果

以上の四つの二国間の安全保障協力の共同宣言とその政治的文脈、そして首脳共同記者会見での発言を勘案して安全保障協力の内容を整理すると、表2のようになる。

次に、表2で示される日豪・日印・日韓・豪韓安全保障協力の内容と五つのモデルを重ね合わせてみると、表3のように表示できる。

(二) 結果の評価

では、表3で示される結果をどのように評価できるだろうか。

まず、「共通の見棄てられる恐怖」に基づく連携については、四つの安全保障協力の中で、日印安全保障協力を除き、全てに米国が唯一の第三国として言及されている。米国を含む三カ国安全保障協力が指向されているのは、日豪及び日韓安全保障協力である。政治的文脈からすれば、米国は既に日本、豪州、そして韓国とは二国間

表2 四つの安全保障協力の内容

安全保障協力 明示された 共通認識や 協力の要因(項目)	日豪安全保障 協力	日印安全保障 協力	日韓安全保障 協力	豪韓安全保障 協力
脅威あるいは懸念国としての中国	×	×	×	×
脅威あるいは懸念国としての北朝鮮	○	×	○	○
共通の同盟国としての米国	○	×	○	○
米国を含む三カ国安全保障協力	○	×	○	×
対テロ	○	○	○	○
海洋安全保障（海賊対策を含む）	○	○	○	○
犯罪	○	○	○	○
大量破壊兵器不拡散	○	○	○	○
防衛交流・信頼醸成	○	○	○	○
防衛産業	×	×	×	○
地域的多国間協力との連携	○	×	○	○
災害救難	○	○	○	○
平和維持活動	○	○	○	○
F T A/EPA 等を含む経済協力	○	○	○	○

(○：言及あり ×：言及なし) (筆者作成)

表 3 準同盟諸モデルの濃淡

二国間安全保障 協力 準同盟連携モデル	日豪安全保障 協力	日印安全保障 協力	日韓安全保障 協力	豪韓安全保障 協力
「共通の見棄てられる 恐怖」に基づく連携	◎	△	◎	◎
「共通の脅威」に対す る連携	◎	◎	◎	◎
「共通の利益」に基づ く連携	◎	◎	◎	◎
「共通の価値」に基づ く連携	◎	◎	◎	◎
「制度化による政治 的・行政的紐帯」に基 づく連携	◎	△	◎	○

(◎は濃厚、○は曖昧、△は希薄、を示す。)(筆者作成)

の枠組みで再保障 (reassurance) を行っており、これら準同盟諸国が「見棄てられる恐怖」を強調する必要はないのかもしれない。あるいは、中国自身が警戒しているように、こうした準同盟連携は「中国の台頭」に備えるための予防的行動であるとも考えられる。勿論、政策当局者が特定の脅威国を名指しすることは稀であるが、より非直接的な言及の国際政治的背景を重ね合わせて解釈することは可能かもしれない。

次に、「共通の脅威」に対する連携については、非伝統的脅威に関する協力が主であり、特定に中国には向けられていない。しかし、非伝統的脅威は多岐に亘り、その意味においてそれは「複合的脅威」とも呼ぶべきものかもしれない。

「共通の利益」に基づく連携については、主に経済協力や防衛産業間協力 (豪韓) にそうした側面が見出せる。

「共通の価値」に基づく連携という側面も、四つの安全保障協力を極めて顕著である。「共通の価値」の強調は、米国の同盟諸国や戦略的パートナーと価値を共有しない諸国に対するメッセージを包含しているという見方も成り立つが、特に日豪、日韓、豪韓安全保障協力について言えば、米国の持続的関与の確保に関する合意の再確認としての機能を果たしているという解釈もできよう。

「制度化による政治的・行政的紐帯」に基づく連携については、やはり日印安全保障協力が最も希薄である。日韓安全保障協力については、一時期低迷したものの、過去の協力の実績や制度的枠組みを踏まえ、協力が再活性化しつつある。また、日豪安全保障協力については、過去の協力の実績の効果に加え、日豪首脳共同記者会見からも安倍首相のイニシアチブが日豪安全保障協力共同宣言実現に大きな役割を果たしたことが窺える。また、同首相が別のところで明らかにしている自身の祖父である岸信介首相と豪州やインドとの歴史的関係が日豪・日印安全保障協力共同宣言の実現に不可欠であった、という見方でもできるかもしれない⁽⁴²⁾。しかし、このような個人的要因については、今後のより詳細な歴史的分析を待たねばならないであろう。勿論、政治的指導者の個人的な指導力の影響の大きさも無視し得ないが、豪韓安全保障協力へのスピルオーバー現象は、こうした一連の準同盟安全保障協力をもたらした、より大きな文脈的・背景的ダイナミズムの存在を示しているのではないだろうか。

また、これら四つの安全保障協力は、いずれも「共通の見棄てられる恐怖」に基づく連携、「共通の脅威」に対する連携、「共通の利益」に基づく連携、「共通の価値」に基づく連携のいずれの側面をも程度の差こそあれ見出すことは可能である。しかし、今後の共同宣言の履行上の展開によっては、これらの側面の濃淡に変化が生じる可能性はあろう。

最後に、より重要なインプリケーションは、四つの安全保障協力が、結果的に米国を中心としたアジア・太平洋におけるハブ・アンド・スポーク同盟システムを維持させる機能を有する可能性である。米国の同盟国同士、米国の戦略的パートナー間の安全保障協力、あるいは米国と複数の準同盟諸国との安全保障協力は、米国のパワーの相対的低下が事実であるとしても、同盟システム全体の総合的パワーを、少なくとも補完させる方向に作用することは想像に難くない。日豪安全保障協力が、豪韓安全保障協力に対してスピルオーバー効果を及ぼしているという事実は、その点においてもやはり極めて示唆的である。

結び——準同盟連携理論構築に向けて

本稿はアジア・太平洋における米国の同盟システムの強韌性 (resilience) の原因の解明に寄与すべく、近年活発化している準同盟連携が既存のハブ・アンド・スポーク構造の維持に肯定的効果を及ぼしているの¹⁾ではないか、との観点から、四つの安全保障協力の経緯と内容を、同盟理論に依拠した五つのモデルを用いて吟味した。総じて、四つのケースは五つのモデルが示す要素を程度の差こそあれ包含していることが示されたのではないだろうか。また、特に日豪安全保障協力が、豪韓安全保障協力に対して波及効果を生み出している点は興味深い。アジア・太平洋におけるハブ・アンド・スポーク構造は、こうした効果によっても維持されているのかもしれない。

最後に、今後の研究課題としては、本稿で示された仮説・モデルの設定・検証における恣意性や曖昧性の縮減は勿論、本稿では取り上げなかった ASEAN 諸国の関与や準同盟諸国／戦略パートナーの個別の戦略や政策に関するより詳細な実証研究の成果をも反映する形で、より体系的な準同盟連携理論の構築へ向けた一層の努力が望まれよう。本稿が初期の試みとして、そこに至るまでの一つの架橋的な役割を果たせれば幸甚である。

(平成二十一年八月三十日脱稿)

- (1) Michael Mastanduno, "Preserving the Unipolar Moment: Realist Theories and U.S. Grand Strategy after the Cold War," *International Security*, Vol. 21, No. 4 (Spring 1997), pp. 49-88 ^{を参照}。
- (2) 例えば Davis B. Bobrow, "Hegemony Management: the US in the Asia-Pacific," *The Pacific Review*,

- Vol. 12, No. 2, 1999, pp. 173-197; and John G. Ikenberry, "American Hegemony and East Asia Order," *Australian Journal of International Affairs*, Vol. 58, No. 3, September 2004, pp. 352-367 を参照。
- (3) 例へば Robert J. Art, *A Grand Strategy for America* (Ithaca: Cornell University Press, 2004) を参照。
- (4) 本稿では Victor D. Cha, *Alignment Despite Antagonism: the United States-Korea-Japan Security Triangle* (Stanford, California: Stanford University Press, 1999) を提示された準同盟連携モデルを想定している。
- (5) Glenn Snyder, "The Security Dilemma in Alliance Politics," *World Politics*, Vol. XXXVI, No. 4, July 1984, pp. 461-495.
- (6) Hiroyasu Akutsu, "A Strategy of Collective Balancing," in Ralph Cossa ed., *Toward an Virtual Alliance: U.S.-Korea-Japan Relations* (Washington D.C.: CSIS Press, 1999), pp. 132-149.
- (7) Robert Gilpin, *War and Change in World Politics* (Chicago: University of Chicago Press, 1981).
- (8) A. F. K. Organski and Jacek Kugler, *The War Ledger* (Chicago: University of Chicago Press, 1980).
- (9) Colin Elman, "Horses for Courses: Why Not Neorealist Theories of Foreign Policy?", *Security Studies*, Vol. 6, No. 1, Autumn 1996, pp. 7-53 及び Kenneth N. Waltz, "International Politics Is Not Foreign Policy," *Security Studies*, Vol. 6, No. 1, Autumn 1996, pp. 54-57 を参照。
- (10) 北東アジアにおいては、中朝友好協力相互援助条約（一九六一年）という別の同盟構造がある。
- (11) 紙幅の都合上「中国の台頭」については詳細な説明を省略するが、最近の包括的研究成果として、飯田将史編『転換する中国「台頭する大国の国際戦略」』（防衛省防衛研究所国際共同研究シリーズ3、二〇〇九年）及び恒川潤編『中国の台頭—東南アジアと日本の対応』（防衛省防衛研究所国際共同研究シリーズ4、二〇〇九年）を参照されたし。
- (12) 防衛省防衛研究所編『東アジア戦略概観2006』（防衛省防衛研究所、二〇〇六年）、特に第一章「米軍再編と東アジアの安全保障」（一―三四頁）を参照。
- (13) 川上高司・阿久津博康・高橋杉雄編著『日本の戦略：同盟トランスフォーメーションのロードマップ』（東京財団研究報告書、二〇〇七年六月）。
- (14) Cha, *ibid* 54-55 Hiroyasu Akutsu, *The Hegemon's Alliance Security Dilemma: US Accommodation with Japan*

and the ROK from 1994 to 2004 (Ph. D. Thesis) (Canberra: The Australian National University, 2006).

(15) 冷戦時代には、極東における力の実体はアングロ・サクソンとロシア(スラヴ)しかない、という見方や、ウィンストン・チャーチル(Winston Churchill)が英語国民という共通性を前提として英米一体論を提唱したことに基づいている。特に、岡崎久彦「戦略的思考とは何か」(中公新書、一九八三年)第四章「アングロ・サクソンとスラヴの選択」(六五〜八三頁)を参照。

(16) 石井貫太郎編著『国際関係論へのアプローチ―理論と実証』(シネルヴァ書房、一九九九年)、特に八章「安全保障と国際関係―国際安全保障学」(一五三〜一七四頁)を参照。

(17) Stephen M. Walt, "Why Alliances Endure and Collapse," *Survival*, Vol. 39, No. 1, (Spring 1997), pp. 156-79.

(18) Snyder, *ibid.*

(19) Cha, *ibid.* 中村 Akutsu, *op. cit.* (2006), pp. 34-35 を参照。

(20) Randall L. Schweller, "Bandwagoning for profit: Bringing the Revisionist State Back In," *International Security*, Vol. 19, No. 1 (Summer 1994), pp. 72-107 を参照。

(21) Bruce Russett et. al, *Grasping the Democratic Peace: Principles for A Post-Cold War World* (Princeton, New Jersey: Princeton University Press, 1993), 特に p. 27 を参照。

(22) 安倍晋三首相(当時)の「価値外交」と日米印豪連携に関する基本的考え方は、安倍晋三著『美しい国』(文藝春秋、二〇〇六年)に詳しい。特に同書一五九〜一六〇頁を参照。

(23) Walt, *ibid.*, pp. 166-168.

(24) Alan Rix, *The Australia-Japan Political Alignment: 1952 to the Present* (London: Routledge, 1999), p. 6.

(25) *Defense White Paper 2009: Defending Australia In the Asia Pacific Century: Force 2030*, Department of Defense, Australian Government, May 2009 を参照。

(26) 以下は次の資料に依拠している。外務省「安全保障協力に関する日豪共同宣言(仮訳)」平成十九年三月十三日 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/AUSTRALIA/visit/0703_ks.html

- (27) 内閣府資料「日豪首脳共同記者会見」平成十九年三月十三日
<http://www.kantei.go.jp/jp/abespeech/2007/03/13kyoudou.html>
- (28) 二〇〇九年版国防白書は、中国の海洋戦力の増強傾向を背景として、潜水艦の増加を提言している。Department of Defence, Australia, *ibid.*, pp. 64-65 を参照。
- (29) Stephen Smith, *Joint Press Conference with Chinese Foreign Minister*, Department of Foreign Affairs and Trade, Australia, February 5, 2008.
- (30) インドに関する記述は主に以下の資料に依拠している。外務省資料「最近のインド情勢と日印関係」二〇〇八年十二月 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/india/kankei.html>
- (31) 外務省「日本とインドとの間の安全保障協力に関する共同宣言（仮訳）」平成二〇年一〇月二二日
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/INDIA/visit/0810_ahks.html
- (32) 外務省資料「日印首脳共同記者会見」二〇〇八年十月二十二日
<http://www.kantei.go.jp/jp/asospeech/2008/10/22kaiken.html>
- (33) 「バーチャル（virtual）同盟」とは、仮想的（virtual）であると同時に、事実上（virtual）の同盟、という二重の意味を持つものと解釈される。元来は日米韓三か国安全保障協力における日韓安全保障協力を指す表現であった。Cossa, *ibid.* を参照。
- (34) Cha, *ibid.*
- (35) 外務省資料「付属文書附属書「二十一世紀に向けた新たな日韓パートナーシップのための行動計画」一九九八年十月八日 <http://www.mofa.go.jp/MOFAJ/kaidan/yojin/arc.98/k.kodo.html>
- (36) 外務省資料「日韓首脳会談（概要）」二〇〇九年六月二十八日
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/visit/0906.sk.html>
- (37) Department of Foreign Affairs and Trade, Australia, *Joint Statement on Enhanced Global and Security Cooperation between Australia and the Republic of Korea by the Prime Minister of Australia, Kevin Rudd, and the President of the Republic of Korea, Lee Myung-bak*, March 5, 2009

http://www.dfat.gov.au/geo/rok/fta/090305_joint_statement.html

- (38) 大韓民国大統領府資料「3월 5일 한·호주 정상 공동 기자회견 브리핑」(三月五日 韓・豪首脳共同記者会見
ブリーフィング)「二〇〇九年三月五日

http://www.president.go.kr/kr/president/briefing/briefing_view.php?uno=247&board_no=P02

- (39) 同上。

- (40) 但し、北朝鮮の第二回核実験実施後、韓国政府は正式にP S I参加を決定した。

- (41) 例えば、Rix, *ibid*を参照。

- (42) 安倍、前掲書、一五九～一六〇頁。